

2016年1月20日

大阪府教育委員会  
教育長 向井正博 殿

「ひのきみ全国ネット 首都圏」  
連絡代表；永井 栄 俊  
東京都多摩市永山5 - 23 - 8  
(090-7015-3344)

## 不当な研修の実施に強く抗議を行うと共にその撤回を要請する

前略

時下、ご清祥のことと幸いです。

さて、大阪府教育委員会は、1月6日付で「日ノ丸・君が代」の強制に関する不当な懲戒処分を受けた教職員に対して「研修命令書」なるものを発し、13～14日にその不当な研修を実施した。しかもこの「命令書」の最後尾には、これに従わない時には「職務命令違反行為」とすると、個人を恫喝する文面が含まれており、研修の実施に際しては「今後命令に従います」の確認書を強要している。これらの行為は、一連の「日の丸・君が代」裁判での最高裁判決を含む判例違反である疑いが濃く、不当な暴挙である。

今回の「研修」の受講対象者は、2014年度入学式以降の不起立被処分者であり、既に2年近くの期間を経過したものである。しかも、対象者の中には、職務命令も無く「事情聴取」も行われないうちに「処分」された人がいるだけでなく、生徒に対する「合理的配慮」から不起立であった人も含まれている。これでは、府教委による恣意的な研修命令と言わざるをえず、暴挙といわざるをえない。また、すでに、東京では授業のために再発防止研修に参加できなかった教員に対する減給処分が一審で「取り消し」の判例が出され、都教委は控訴すらできずに判決が確定している。

周知のように、2012年1月16日に出された最高裁判決は減給以上の処分を違法として取り消している。大阪府教委の発出した嚴重処分は明らかにこれに違反しており、判例違反であるといえる。また、その後出された多くの同様訴訟でも減給以上の累積処分を取り消している。大阪府教委の免職を意図した処分の恫喝は憲法違反であると同時に明らかな判例違反なのである。

また、この研修では命令に従う「意向確認書」の提出を求めるなど、内心に触れた思想改造の研修であることが明らかとなっている。これらは重大な憲法違反であると同時に判例違反であると言える。2004年7月23日の東京地裁の決定（須藤裁判長）は、再発防止研修について「公務員個人の内心の自由に踏み込み、著しい精神的苦痛を与える程度に至るものであれば、そのような研修や研修命令は合理的に許容される範囲を超えるものとして違憲違法の問題を生じる可能性があるといわなければならない」と警鐘している。このような、判例の状況から考慮しても、府教委の今回の「研修命令書」は許し難い暴挙であると言わざるを得ず、嚴重に抗議するものである。即刻不当な「文書」を撤回すると共に研修の実施をおこなわないことを強く要請するものである。

以上